

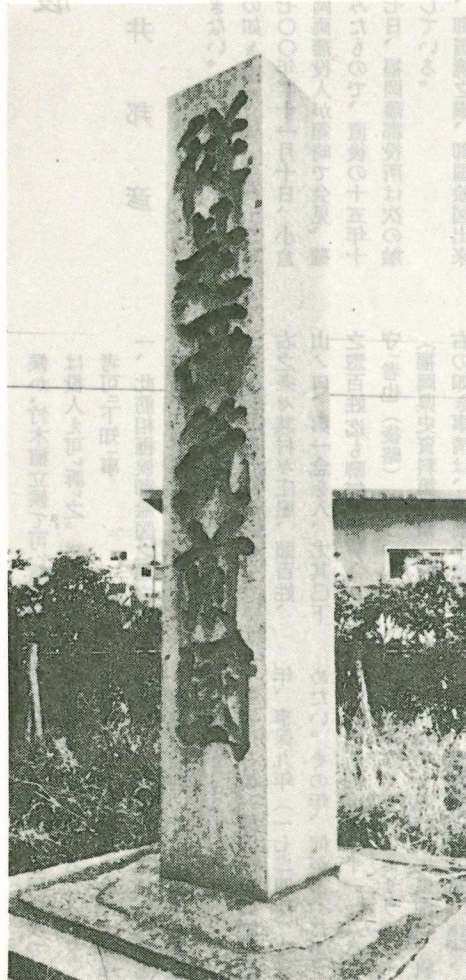
北九州市の文化財を守る会

会報

No. 41 58. 1. 20

発行 北九州市の文化財を守る会
北九州市小倉北区内1-1
北九州市教育委員会文化課内
電話 582-2389
振替口座番号 福岡9 393

印刷 齋文信堂印刷所
北九州市小倉北区金田2丁目
電話 561-4981



三条の国境石

天保五年、福岡藩士二川相近の書。彼れは従来の葉研彫を改めて竹底彫とした。

高さ 329センチ
花崗閃緑岩
切石加工

国境石への出入口は、国境石北側の社宅二戸の間で、それぞれの社宅の屏の間に、巾一米位、奥行十二米程の細長い通路を作り、道路側と国境石側に戸が付けられています。戸といっても、三種角の木材を組み合せてあり、入口の戸にかぎを掛けたものです。戸締りは、奥の戸にかぎが掛かっています。一応国境石は外から見ると、国境石が見にくいくいとの配慮と、国境石の位置を知らない人は、その場所を見つかることがむづかしいと思えます。おまけに国境石の側の一本松が、松喰虫にやられて枯れてし

三條の国境石について、その保管方法に問題があると思えます。現在の方法は、国境石は完璧な保護をしてはいえませんが、それは適切な活用をすればいいのではないのでしょうか。その文化財がその方法で保護できるのであれば、有刺鉄線を取り囲むより、みんなの目の前にさらけ出して、その大切さを訴える方が、正しい活用方法であると思えます。(八幡東区理事 山下光雄)

文化財の適切な活用を

保護するだけでよいのか

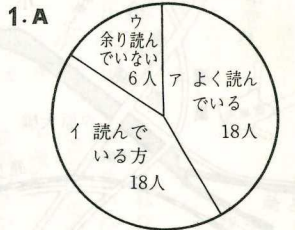
北九州市は、その昔大名領国であった豊前、筑前両国の国境線が、市を二つに分断しています。そして、その線には大小いくつもの国境石が現存しています。その中で最も大きな国境石が、八幡東区高見二丁目(三条)に在ることは周知のとおりです。

ところが、その三条の国境石のことを知らない人が、地元の人たちの中にも意外に多いことに驚きました。それは、そのような人たちが、文化財に関心のないことが主な原因ですが、それにはもう一つ、文化財保存の方法にも問題があるような気がします。

現在三条の国境石は、新日鉄高見社宅のなかで、周りに有刺鉄線を張り巡らした柵で囲い、その周囲を四戸の社宅(庭付で課長、係長級の社宅)を取り囲んでいます。国境石は完全に社宅の中に取り込まれているのです。

アンケート調査、— 八幡東区支部のまとめ —

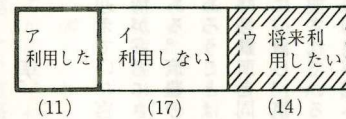
※はじめに 12月師走の上~中旬にかけて、当支部内のアンケート調査を実施してみた。かねてから個人的には会員の動向をキャッチしてみたい考えを持っていたし、偶々この会報編集の当番を機に、その編集材料にしてみたいと試みた。経費の面や時期の点で難点がないこともなかったが、前者については会報助成費の殆どを費やし、後者については、忙がしい時節柄、回答期間を2週間とるなどした。幸いに回答数は50名中42名、即ち84%の高率を示し、予想以上の回答を得た。以下順を追ってそのまとめを記してみたい。



1. 会報について A アイ同数で、ア自体は全体の過半数には少し不足。逆に言えばイとウで過半数をオーバーしてしまう。総体としては、今少し読み込み辛抱のしどころと云うことだろうか。

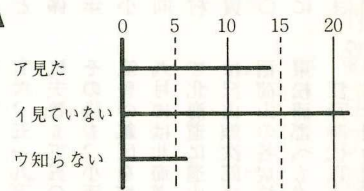
B 会報についての意見 現状でよいが3名。発行回数を多くが2名。他に紙の質を落しての意見があるが、之も回数に関係するのであろうか? '文化財を守る' 記事を多くとか、バス見学の旅の紀行文をのせて各1である。

2. バス見学の利用について A ア利用したことがある11名。イない17名。ウ将来利用したいが14名で図の様に略ぼ平均している。



B アの利用した行き先は、筑前六宿5、山口3、中津・日田・萩が各2である。ウの目的地については、大部分不記入だが、中には遺跡巡りとしたもの2、北九州市の城址1があった。

3. 文化財映画について 当支部では近年映画会を持っていないので止むを得ないが、イが過半数を占める。又多少共見しているもあり、その題目にバラツキがあるので、主なものについてふれておく。広寿山5、堀川4、花火3、記入洩れ、題名を忘れたが各々3。因に、現在までに市教委作成の分は、1土のうた(民俗) 2 広寿山3 堀川の歴史4 古代の北九州の4本だけである。



4. 市の文化施設の利用度合

Table with 6 columns: Facility (e.g., 市立歴史博物館, 自然史博物館), and 6 rows: Usage frequency (e.g., 3回以上, 1~2回, 1回以下).

表のように、アでは順調、イでは△が半数近く、ウは概して平均しており、エでは×が絶対数を占めている。オは利用する反面、利用しないもありアンバランスである。将来(本年4月)「市立考古センター」が発足すれば、エの落ち込みは多少共カバーされるのではないだろうか。

5. 区内の会員対象の行事 区内外の遺跡巡りが断然多く18、次いで講演会7、映画会3、集会2となっている。集会の2は、文化財の勉強会と年1~2度の懇親会をであり、大変に有意義且つ心暖まるアイデアである。別の見地からは、支部の支部を作れとの組織化の提案があり、これは無視出来ない、考えさせられる面を含んでいる。

6. その他 「守る会」本会の外に何らかの文化団体・サークルに所属しているかの問いに、属している者28名、いない者14名。1人の属している最多数は5で2名あり、4で同じく2名あった。

短歌会員1に比して俳句会員が断然多く総数15名である。その内訳は大蔵5、花尾・皿倉・木の実句会が各2、その他4となっている。所属対象が1つだけのものは相当広範に亘るので省略し、2以上の分だけに止めておく。「大蔵郷土会」4名、「歴史と自然をまもる会」2名、「拓本研究クラブ」2名。

※ 終りに 紙上を借りて回答頂いた会員各位に厚くお礼を申し上げます。(本松記)

事務局だより

◇会報第四十一号ができました。担当は八幡東支部でした。次回は三月十五日の発行で担当は若松支部です。支部長または事務局までお早めに原稿をお寄せください。◇昭和五十七年度会費未納の会員が多数います。再度「払込票」を同封しますので、早急に納入をお願いいたします。◇住所変更された場合は、電話で結構です。早めにご連絡ください。◇昨年三月二十六日から一般公開した市指定史跡森嶋外旧居は非常に好評との由、ついで折でもお出かけください。休館日は祭りと毎週月曜日です。◇市教委では、このたび「火野葦平文学散歩」のリーフレットをつくりましたので会報に同封しました。この「火野葦平文学散歩」は昭和五十一年、若松区内に二十五本設置したものです。リーフレットは今後若松区役所市民相談室におき、コースを廻られる方に無料で差しあげることです。◇昨年の総会で上映した市教委制作の文化財映画「堀川の歴史」についての問い合わせがあります。フィルムは市立視聴覚センターにございます。ご利用の方は当センターにお願いします。

原田藤左衛門の切腹

八幡東区 熊井邦彦

八幡市史統編P二一四に、次の記事がある。

前田代に境界問題に憤慨して割腹した原田藤左衛門氏の墓がある。

墓碑名 高さ約一米
釈源水信士位 ※前文で左と享保己申十天し、碑名で右原田藤左衛門とす。誤植か
田代は血倉山の南。八幡東区では唯一の農村風景をなす。

原田家は今も、田代の西山際に居を構え、当主は原田敏行氏。冒頭の墓は裏山の竹林中に、ぼつんと孤立している。

藤左衛門が何故に切腹するに至ったかは、原田家にも確たる記録がないらしく、わずかに、原田家の縁者である門司宣里氏が、数年前、西日本新聞連載「ふるさと再発見」で、経過を推論されたのが、筆者の記憶に残るのみである。

田代は旧前、一谷の中を豊筑国境が走り、その状態は「犬牙相交れり」(筑前国統風土記拾遺)という複雑さであった。田畔で豊前国と筑前国を分かつたという。現在の如く、一谷が八幡に属するのはなんと昭和二十九年、約三十年前

にすぎない。

この如き国境は、元禄十三年(一七〇〇年)十一月十日、小倉と福岡藩役人が箱崎で会見、確定をみたもので、直後の十五年十月十七日、福岡藩郡役所は次の触を出している。

一、御国境之儀、御国絵図出来之刻、相極候御界筋、永々違逆無之様にとの事。

一、御国境之儀、常々無油断見廻り、今度御国絵図出来之刻、相極候御界筋、永々違逆無之様、可被相心得事

一、若他国より境目違逆之儀申越候はば相極候御界筋全無相違一趣、速に相答其後役人え早々可申届候事

一、他領より御境目筋に新規之儀仕懸候刻、早速取除、尤先私庄屋へ申届、役人え可申届候事

一、御境目近き他領之内たり共、新規之任方有之刻は、委細見届、役人え可申届候事
一、村遠き御境目は猶又平生心にかけて見廻可申候。并小道境、小川流、尚又無油断永代不相交様に入念可申届候事
一、御国境入交たる所柄は開作

候か、竹木植立候て可然所納は役人え可訴之。耕作之暇者可下知事

一、此筋相極候御絵図之通之御境筋、一步も他国へ不被奪、堅固一步も他領を不被侵様、堅固可相守之儀、肝要之事
右之条々其村々庄屋、頭百姓、山ノ口、第一念を入、尤其已下之惣百姓迄も聊無油断可相守者也(後略)

(福岡県史料第四輯 所修)
右の如き事情は、豊前小倉藩でも同様であったであろう、国境は緊張状態におかれていた。田代でも、たやすく国境を変更できる状況ではなかったはずである。

それが何故、二十年後に切腹事件にまで発展した紛争が、再燃したのであろう。

原田家は庄屋の家筋であったという。前記の触書、絵図など関係書類を所蔵し、なにより当の藤左衛門自身、元禄の国境確定に関与していた可能性も少なくない。

門司氏は「藤右衛門はどうしたのか絵図を紛失、妻の実家、豊前荒生田村庄屋所蔵の絵図を借り照会したため、損害を蒙り、責任をとって切腹した(大意)」とされ、原因は「定かでない」といわれる。

だが不可解なのは、藤左衛門にとって国境は、最重要な問題だったはずであり、現状を熟知してい

たに違いないのに、絵図一枚で損害を蒙るとは、何たることか?

思うに、当時田代では一大変事が起っていたのではないかとひとり藤左衛門の力では、如何とも仕難い何かがある……

筆者はその「原因」を切腹の前年、享保九年(一七二四年)に求めたい。その年、何が起きたか? 「黒田新統家譜二十一」(八幡市史 所修)を見てみよう。

同日、八十四日大に風雨し、帆柱山、血倉山、市の瀬山、内野山、大分山、米山、油山、数ヶ所抜崩れ、其外の山も崩たる処少からず。田島水押砂入となりし所、高三万石に余り。或は潰れ、或は流れたる民屋式千六百四十三軒、男女死者十人、七人馬壹疋、破船十九艘、堤切、道橋の損し、大木の倒れ、其数少からず。此趣老中に届たまふ。(後略)

この日、九州北部は大台風に襲われた。山々は崩れ、田島は潰れた。多くの民家は倒壊、流失したという。

たという。

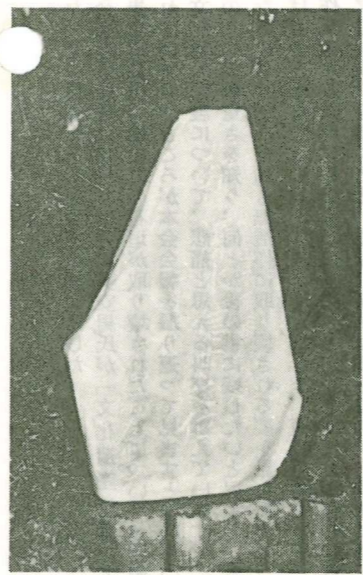
田代は北九州市では合馬と共に箭の産地として有名である。地質は石英斑岩、表土はいわゆる赤土である。水に弱い。

この日、田代も壊滅的な被害を受けたのではないかと、四囲の山々よりの大量の土砂で、家も流され、国境を画していた田畔も埋め尽くされてしまったのではなからうか?

一変した地形に、旧態を熟知していた藤左衛門も国境を確認できず、参考にすべき絵図、書類も居宅と共に流失した。仮に絵図等があっても、役に立たなかつたであろう。

藤左衛門は記憶をたより、国境復元にとり組んだが、その推定地は豊前側の背くところではなかつた。双方ともに「一步も他国へ不被奪」であり、譲歩は許されていない。

延々半年間、交渉は続けられたが、彼の記憶し、望む国境とはなりそうになかった。意を決した彼



原田藤左衛門の墓

相つぐ文化財の破壊

八幡東区 黒野肇

は享保十年二月四日(月日は原墓碑による)、切腹すること責任を全うし、我が意を通したのではなかつたか?
以上が筆者の推定である。残念ながら、彼の切腹によって筑前側の望む国境に復したか否か、不明である。

筆者の推論を傍証してくれそうな資料として、墓石がある。
原田家の手前、丘斜面に原田家墓地があり、最古の紀年は寛保期であるが、バス停でひとつ手前の疋田家の墓地には、享保期の墓が二基残っている。(昭和四十五年筆者調査)

また藤左衛門の墓碑隣に、貴船社があり、その境内に五輪塔が半ば埋れて傾いている。このことはこの場所が享保以前の原田家墓地

会報No.40で能美安男氏は「文化遺産は誰のもの」と題し、八幡西区に所在する黒崎城跡の石垣が八幡西建設事務所が行った工事により破壊されたこと、同じ西区の旧長崎街道の市指定文化財「曲里の松」が松喰い虫の被害で枯死したとして何ら指定解除の手続きもされずに伐採されたことを報告された。

であり、当時の墓は埋没し去ったことを意味しているのではないかと?

さらに彼の墓そのものが、死の直後に建てられていないと思われる。かなりの歳月、干支さえも空覚えで彫込まれるほど経た後年であらう。

己申という干支は、現実には存在しない。享保十年は正しくは、乙巳である。当時の混乱の證左ではないか?

以上、浅学を顧みず、敢て稿を成す。先学の御批判を仰ぎたい。
※注 門司氏は、碑文を右とみて藤右衛門とされる。筆者は拓影により、また戸畑照養寺過去帳の、延宝八年藤左衛門なる人物を先代あるいは先々代とみて藤左衛門とした。

そして、今度は平尾台国定公園内に於て無届けによる造成工事が行われ警察の取調べが開始されたと各新聞やテレビジョン等で一斉に報道された。それによると昨年

の二月ごろから六月上旬までに、平尾台国定公園特別地域内で四千八十五平方メートルの土地を複数の民間業者が造成したというものである。

国定公園内の特別地域では、土地の現状変更には知事の許可が必要であり、国土利用法では市街化調整区域内に於ては、五千平方メートル以上の土地の売買には、市長へ届け出を義務づけられている。複数の民間業者はこれらの手続きを取らずに工事を行ったようである。

平尾台国定公園内での無届けによる現状の変更が行われたのは今回がはじめてでは無く、過去にも度々有り、その都度問題となった。複数の民間業者の造成工事はこれらの前例をふまえ、既成の事実さえ作っておけば何とかなると言う安易な考えからと思われる。

天然記念物平尾台保存管理計画策定報告書の所有区分図で見ると、公有地は僅かに指定区域内の約二十九パーセントにすぎず、民有地の占める割合は約七十一パーセントにも及んでいる。このことが問題を複雑にする一つの要因でもあろう。解決法は民有地を買上げて公有地とすれば良いのではあるが、これも種々の事情により一概には出来ないであろう。いずれ特別地域内で造成された部分は複数の民間業者に対して復旧が命ぜられると思われるが、一度破壊された自然を原状に戻すことは至難の技であり、長い年月を必要とすることは衆知のことである。

自然保護法の厳しい例として南アフリカ共和国を紹介しよう。こ

の国は、アフリカの南部にある白人が支配している国で、日本とは距離的にはきわめて遠い国であるが、日常われわれをとりまいて多くの園芸植物の原産地であり金やダイヤモンド等、地下資源にも恵まれている。

この国は全土を通じて自生植物の採集はかなり制限されており、中でも南部のケープ州では大抵の植物は採集禁止品目に指定されて、違反には十万円近い罰金刑が課せられるそうである。道路沿いの植物については特にやかましく、種子の採集さえ禁じられており規則がきびしすぎるといふ声もあるが、国民は規則を守っているようである。

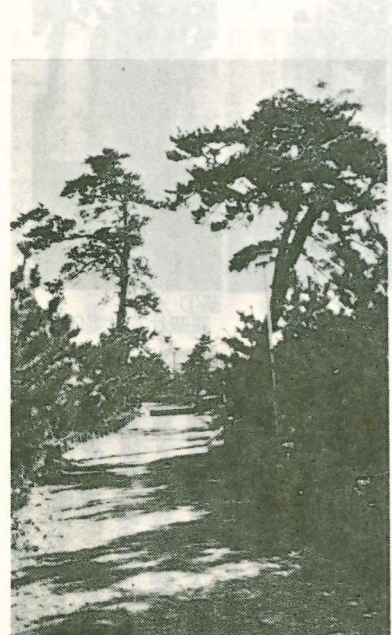
我が国では山草や盆栽ブームに乗じ、植物が根こそぎに持ち去られ中には絶滅に脅かされている種も多

い。せめて保護区域内だけでも自然

は守ってもらいたいものである。先に述べた黒崎城跡の石垣破壊や、「曲里の松」を伐採したことは、文化課で作製配布している文化財に関する資料を、市の出先機関ではまったく無視しての行為と解してもしかたないであらう。

黒崎城跡の石垣は、これを完全に取り壊してしまった八幡西部建設事務所が当然旧状に復すべきである。

「曲里の松」も松喰い虫の被害で枯死したものを市指定であるから倒れるまで放置せよというのでは無い。松喰い虫のまん延を防ぐために伐採し焼却したのは当を得ていると思う。しかし問題は事前に文化課に通知しなかつたことにある。市民に文化財を守れと言う前に先づ市当局が範を示してもらいたいと思う。学者の中には一旦破壊した遺跡を復原しても無意味だと言われる方もおられるが……



黒崎「曲里の松」(伐採前)

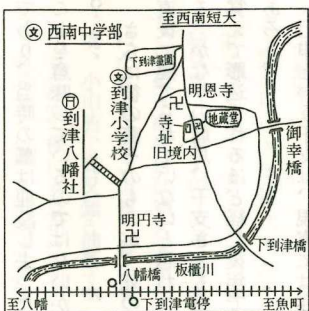
廃寺「白映山光門寺」考

八幡東区 平木 盛二 朗

§ 開発と保存のはざま
藩政時代の初期津島に生れたと思はれる光門寺は、藩政の終末と共に寺の機能を失い、その後漸々余命をつなぎ乍、遂に明治十年代、小倉仏教界から姿を消した寺である。

寺にあった仏具、縁起の類も一切が幻と化した今、辛うじて残った地蔵堂が昔あった寺の周辺を偲ばせる。西南短大への道路が旧境内を真二つに割り御堂がある事もつい見過す風景であるが、曾ては到津の線香山地蔵堂として村人に親しまれたと畑間馨氏に教はり、大隈岩雄氏も「記録6号」に旧藩時代の名残りある民俗として「小倉の祭」に紹介してある。

小倉も都市高速道路が部分的に開通しているが、青写真では菜園場から一直線に到津小学校の校庭を通って金比羅山の麓に出る線が確定して居り、このトンネル工法では到津八幡の裏山が採にされるのは勿論、旧光門寺地蔵堂を丸呑みにして周辺民家を立退かせるために住民の反対運動が上った。下到津霊園に眠る光門寺関係の墓、到津八幡社歴代官司の墓等何れも



安穩でなくなつた。光門寺は明治以来二度目の受難を迎へる。開発と歴史的遺産の破壊は我々の会が永遠に問いかけるべき問題なのである。
§ 墓と位牌と過去帖
光門寺が史料に初見されるのは「天明六年小倉領寺院聚録」である。「天明六年小倉領寺院聚録」で「白映山光門寺・曹洞宗護聖寺末在企救郡津村」とある。
※小倉領土会「西谷」に、寛永年中開創到津光門寺であるは光門寺の事、
※小倉領土会「西谷」に、寛永年中開創到津光門寺であるは光門寺の事、
最後は明治九年「神官僧侶所属地調」である。(小倉・中村家文書長63)次にそれを記す。
「企救郡一級村護聖寺住職 福田泰殿 光門寺番坊 中村実道 六百一拾七番字光貴殿」

一々下畑反別三拾一歩 宝永二四年 農助七当寺守 八百五拾九番字貴殿
一々下畑反別式三拾一歩 右同前 同八番附
明治九年六月
右之外光門寺所属地一切無御座候」とある。

次に墓を調べる。位牌は寺内家の御好意により拜見出来た。

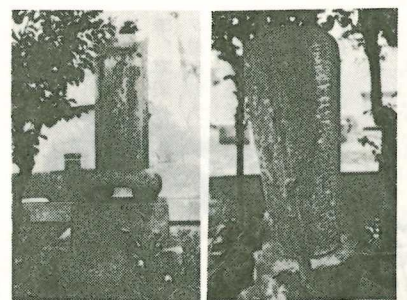
①正面 護聖廿五世凌寛実印和尚 弟子貞林尼 墓ウラ 護聖廿五世凌寛実印和尚 墓ウラ 嘉永二年十月廿九日

②表 圓寂法圓実妙彌位 表 圓寂法圓実妙彌位 明治四十四年二月七日行年八十四才 寺内新太郎 父ヤナ 明治三十七年五月三日行年六十九才 寺内新太郎 母ヤナ

位 表 敬屋 妙寿信女 位 表 敬屋 妙寿信女 明治三十七年五月三日行年六十九才 寺内新太郎 母ヤナ

位 表 敬屋 妙寿信女 位 表 敬屋 妙寿信女 明治三十七年五月三日行年六十九才 寺内新太郎 母ヤナ

①護聖廿五世実印和尚は事情あつて光門寺で死亡。年令不詳。弟子貞林尼が墓を建て菩提を弔つた。(小倉郷土会「西谷」)によれば、廿六世実印良寛大和尚と



墓① 護聖廿五世実印和尚 墓② 中村実道夫婦

ある。

③中村実道は番僧のまゝ生涯を終つたと戒名は語る。寺内ヤナと夫婦であるが彼は寺内家に入籍してない。

④実印一実道の通し名から推して実道は廿五世実印の弟子である光門寺が廃寺されたのは明治十三年頃と思はれるが、今年篠崎から上到津村字谷に移転した瑞松寺に光門寺の本尊釈迦如来坐像と過去帖その他法具は移託された。瑞松寺は大正十年旧千称(専正)寺墓地の隣に移転して現在に及ぶが、「光門寺過去帖」を保存している。その末尾に「護聖二十五世実印弟子貞林尼安居之節應而改置候分明也」とあり、瑞松寺應而和尚によって貞林尼が光門寺の比丘尼であった事が裏書された。年月日は記してない。

師実印の死后、貞林尼が暮末をいつまで生き、何才で死んだか。

たもの及買得開墾した山林田畑住職の所有と認め、檀中の私費を以て造営し買得開墾した境内地・田畑山林も合すべき寺院并法類等との協議に任せた。

延命寺末の見徳寺は無任無檀で延命寺と共に廃寺となる。長円寺末の東蓮寺は鑄物師町にある小寺で檀家を全うした長円寺に合寺した。安養寺も無檀となり安国寺に廃合された。安国寺自身も経営困難を極め、三十四年森外をして破れ寺と云わせた程である。経営に苦しむ宗玄寺は末寺の祥雲寺と慶足庵を廃寺にして合併、規模を縮小した。祥雲寺跡地は明治十九年東禅寺へ合併された。

かく寺院の廃合が行はれる一方近郊農村では焼け出され、有力檀家や法類を頼って雌伏を強いられた寺院の復興のさざしが始つていた。大興善寺・定林寺・普門寺・西迎寺・専教寺・専妙寺等はいち早く仮堂を建立、その他も年を追いつつ村民の信仰に支えられて不死鳥の如く甦えりつゝあつた。福聚寺も編照院も、廃寺となつた伽藍の資材仏下げを願出、その材を引いて再興されつゝあつた。

維新政府は「神仏混淆の禁は破仏の御趣意ニハ決而無之」から僧侶共に対し「生業を失す国家の御用相立候様精々可心掛候」(新聞集成①)と天皇の政府批判を行はない枠内においての仏教を容認し

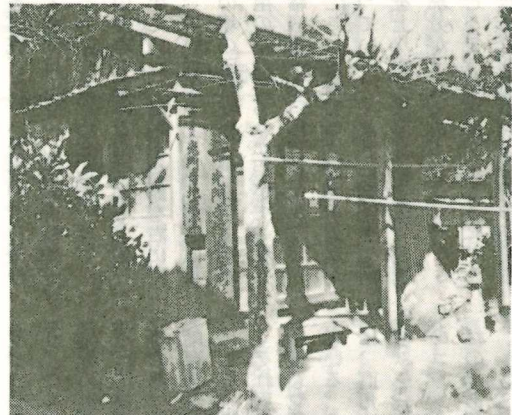
た。余談であるが廃仏毀釈によつて貴重な文化財を失い、「文明開化」即「旧物破壊」に走る人心をいまして旧物保存・文化財保存に意を注ぎ始めた明治政府の側面を紹介しておく。

国家の要請として、国民教化のための大教宣布に僧侶も神官と共に動員される。明治六年九月教導職受験のため豊前の僧侶八名が、中津桜町綿屋方に宿つた。全年十月東岸寺に中教院が開講、七月十五日から順を追つて長円寺・立法寺・心光寺・西頭寺・安全寺大興善寺において説教。説教と云つても三条の教則に基づいた天皇崇拜・孝行・納税の問題等で信仰とは程遠い問題であつた。八年五月には到津社・蒲生社・東西の大野社・門司社・吉田社・貫社等で巡回説教を開いた模様であるが七年十二月東京日々新聞「小倉県通信」は一年を回顧し、小倉の「説教は未ダ立ズ」と報じ、説教する側も説教を聞く側も内容のない空騒ぎなお題目には政府の期待する盛り上りはなく次第に立消えた。

§ 光門寺の廃寺
小倉県第一大区僧侶の中で 浄土宗宝典寺住職 松山忠傳 右全 阿彌陀寺住職 前田雄山 曹洞宗常徳寺住職 米田石順 彼らは時勢に素早く変身し、教導職として羽振をきかせて重きをなし 宗門をリードした僧侶達であ

院も藩と共に寺中一統立退き長く無任・廃寺と化した。広寿山・延命寺・妙行寺・大隆寺・峯高寺・吉祥寺・広隆寺・成願寺・円照院・本立寺、御目見下では円光寺・明照寺等である。かくて家中・寺中一統退去した屋敷跡地・無主の田畠は「上り地」となり荒廢した。市中は通行の人すくなく諸商い物も僅かで小前の者生計六ヶ敷、難波のあまり亡所跡に至る有様、市中一統の経済維持も計り難いと「日田県引継書」に長州占領軍は報告した。

英彦山・藏持山・求菩提山座主は神職となり、末派修験は何れも還俗した。三宝山御門跡末吉祥寺支配下修験は僅少の堂宇に住居し折櫃等も数少く生活の道も無い。青蓮院御門跡配下の首僧も籠敷の神仏混淆の儀を差止められ生活の道を失う。神主も亦生活に苦しむ。「産子離散或者焼失二付、常例臨時之諸神納共一切御座無候上、諸色者高値二相成り旁以相凌難く(中略)積歳之困窮相加へ逼迫に及び彼是与心痛仕候。」と七神官連署で御救助金を嘆願している。(和布刈神社記録)中原嘉左右日記には住職・神職宛の貸金催促の記事が沢山出て来るし、それも知名度の高い僧侶や神主達であつた。明治十七年人口調査が行はれた小倉町は沈滞からぬけきれずには戦乱の後遺症は大きかつた。



蒲生一(曹)大興善寺・(真)専教寺

- 北方一(真)専妙寺 徳力一(曹)定林寺 石田一(真)末応寺 曾根一(浄)西迎寺・(浄)慈恩寺 木町一(真)長安寺・(真)善龍寺 篠崎一(真)清水寺(大破)

一、戸数二、二二九 人口九、九四二人(小倉市誌・統) 寅年の兵火に罹災した寺も多い。

- 門司一(浄)真光寺・(真)三光寺 田ノ浦一(浄)真楽寺 柳ヶ浦一(浄)西生寺・(真)大専寺・(真)仏願寺 城下一(真)萬徳寺・(曹)宗玄寺 (曹)開善寺・(黄)福聚寺 (真)西蓮寺・(真)言遍照院(大破)

六・真宗十・禪宗六・真言二・以上廿四ヶ寺がその概略である。

§ 寺院の廃合すゝむ 前章で見た如く小倉のおかれた特殊な情勢によつて廃藩置県の前後はすでに廃寺廃仏は実行されたあとであり寺院と僧侶は大巾に減少していった。去る四年六月十七日太政官布告は寺院の管轄を地方官に任せるとし、民部省は寺院を大中小の三等に區別し、「管内の諸寺院今尚斟酌ノ上、地方的当ノ見込ヲ以大中小三等の區別取調本末・宗旨・寺名ヲ記シ一帳ニ仕立可差出」と府県に通達した。五年六月教部省から「寺院廃合」について「無檀無任小寺ニ付永久取統之目途無キ」寺院の合併を布告した。(集聞集成①)八年九月「寺院廢合跡地并堂宇建物処分規則」が定められた。

- 1 廢寺 無檀無任(全て官没) 2 廢寺 有任無檀 3 合寺 無檀無任 4 合寺 有任無檀 5 合寺 有檀無任 (神仏分離史料⑤)

区内に見る九州鉄道の遺構

— 明治の赤レンガ積みを訪ねて —

八幡東区

本 松 馨

る。常徳寺は護聖寺末寺として光門寺と法類である。我々は藩政下農村に展開した多くの末寺に対し藩より知行を得て来た魏々たる伽藍の面影を以て望んでならぬ。そこには外見全く農家と変る所のない藁葺の庵室、農民の道場があった。光門寺も例外ではなく貞林尼なきあと住職は法類の兼務する所であった。住職でなければ教導職たり得ない。教導職でないものに住職の資格は与へない。

番僧中村実道は人生の晩年において破り難い法の壁に苦渋した。その上数少い檀家が維新以来去就恒なく葬儀の扱ひも安定せず、頼みの荒生田村檀徒が明治十二年九月の荒生田神社鳥居事件(記録②拙稿)によって全員神道へ転じた時、遂に「無檀無住・小寺二付永久取統の目途無キ寺」として「寺院廃合令」に屈せねばならなかつた。

三 「私立八幡病院」橋梁遺構

※はじめにおことわり

(糸屋町橋梁の次の遺構としては、大蔵駅すぐ手前の大蔵川にかかる鉄橋の跡があるのだが、この方の調査が完了していないので、止むなく今回はもう一つ先の遺構に進むことをおことわりします。)

中央町で電車を降りたら、南の山手に向つて勤労者会館を右に見て、緩い坂道を上り、八幡東区役所の塀の下を進むと、右手に駐車兼用の空地があり、やがて「私立八幡病院」入口に差しかかる。

ここに三番目の大蔵線の遺構が残っている。つまり同病院への階段を上り切った東側建物直下の基礎部分がそれである。

ここでは写真に見るように、十数に亘り最下段の一段の切石敷きの上に、基底部の赤煉瓦積みがあり、その上部はコンクリートで塗り潰されており、更にその上は五段の切石積みが整然となされている。

手前の入口階段の側面にも石垣の間から赤煉瓦積みが見えており更にこの所を通り越して、道路の四つ辻を右に曲がった部分——病院棟の南側下段も一・六五の長さ

で、高さ約二・〇で赤煉瓦積みが塀囲いして残っているのである。無論、積み方はすべてオランダ積みなのである。

この曲り角の所は、四五度の角度でコンクリート塀になっており、この所は北から南へ緩く上る先程の道と、左手東から急勾配で下つて来た車道(末広通り)が、この四つ辻を過ぎて西の方——八幡東警察署の方へ緩く上る交叉点にもなっている。

それ程車の多い方ではないが、今日もやはり交通の一点となつている。そのためか、道路作成時に、直角に曲る角の部分の赤煉瓦積みを一・八が短カットして、今のコンクリート塀に交通上改装したのである。

さて、大蔵駅を発車した当時の汽車はそのまま西へ、末広通り——今の電車軌道に比べると可成りの高所を、黒煙を吐いてあえぎあえぎ走行したのではないだろうか? 所謂、大蔵峠の一大難所である。そして相当な勾配を、一気に、ここに架つていた橋梁——恐らく下は狭い小川であつたらう——を走り下つて、前記警察署構内から大谷球場前、製鉄病院裏へ

と突き進んだであろう。実測の結果は次のようになってゐる。

病院東基壇下——九鉄遺構の橋梁であれば、西の部分にあたる——の南北の長さ一三・二が(現在の赤煉瓦基壇の一杯の長さ)、それに前記のカットされた一・八を加えると合計一五・〇となる。現状部分の高さは、手前から緩い上り坂になっているので、部分によって多少の差異があるのだが左表のようである。

上部コンクリート	130	130	127cm
赤煉瓦	69	67	69cm
全高	34	65	95cm
切石一段敷き	2.33	2.46	2.62
			2.91m

尚、ここでは、南側面が煉瓦積みの技法が観察でき、その長手分と小口分について、任意にいくつかをとり、大ききの測定をしてみた。

枝光在任で、同地の歴史に詳しい柴田重利氏の明治二六年頃の略地図によれば、この所は、南の山手より小川が流れ下り、北上して枝光に入り、左折して洞海湾に注いでいたようであることを付記しておく。

会員通信

師走と共に私達主婦は家事に追われる毎日ですが、文化財会報はいつも読ませて頂いています。

今月十二日は赤穂義士の行事が家の近くであります。出席したいと楽しみにしています。又子供達にも受け継がせたいと思います。

(本 田 貴美枝)

今度はどこに見学に行くのかなあ。とバス見学を楽しみにしています。知らない土地の古い文化財を見るのが楽しいのです。

お世話下さる方々の御苦労を感謝しています。

(興 根 伊織・セツ子)

何気なく見過して来た身近な辺りの歴史を、会報で楽しく読ませて頂いております。そして平和であった頃の八幡のことなど思い出しております。

No.41の会報期待いたしております。

(早 坂 幸 子)

区別の集会というより座談会のようなもので楽しい横の広がりはないものでしょうか。

このアンケート参加を機会に出来るだけ積極的な会員になりたいと思います。

(平田誠二・理津子)

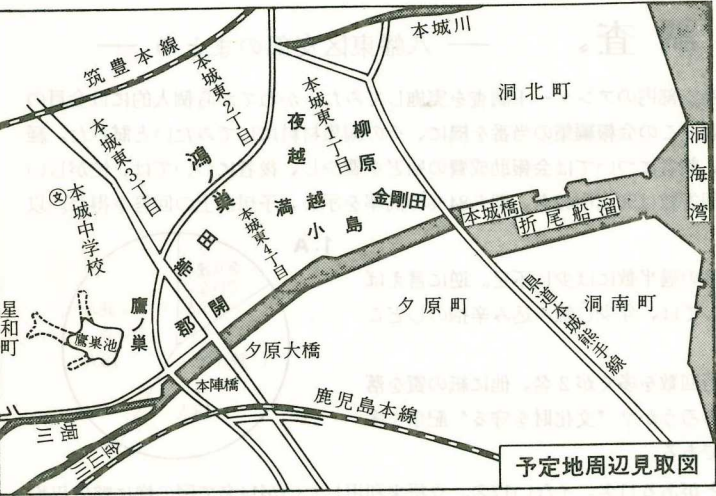
幻の日本製鉄株式会社(2)

八幡西区 能 美 安 男

3、立地条件

既述の如く、住友が、大正六年に、現八幡西区本城の地に、日本製鉄株式会社工場設立の目的で、土地を選定した最重の事由は、既存の田畑灌漑用水、及び、堀川・金山川の利用による工業用水の確保にあったと「契約証」は記している。勿論、背景には、創業以

来既に一七年目を迎えていた官営八幡製鉄所の諸事情が参考にされている事は当然である。筑豊の石炭が考慮されたであろうことは想像に難くない。八幡製鉄所と同じく洞海湾の深奥部に位置し、筑豊本線と鹿児島線に挟まれている。石炭の鉄道輸送への切換が進み、川漕による水運は、最盛期と比較すると、大幅に減少してはいたが、藩政期以来、筑豊の石炭を運び続けた堀川の洞海湾への開口部に当り、水運の便も絶好の位置にある。



住友吉左衛門と筑豊の石炭との直接の関係は、明治二六年に寺山実行・小林善三郎と共同で穂波郡大谷村の庄司炭坑を買収し、借区一〇万九千坪を手に入れたのに始まりそうである。

庄司炭坑は、明治二七年の「福岡県勸業年報」(福岡県史料叢書7)では、鉱業人名に「住友吉左衛門、借区坪数一〇九、七四九坪、採掘高一八、一六万斤、年末現在坑夫数二二〇人となつており、小さな炭坑ではない。翌二七年五月一日、麻生太吉所有の忠隈炭坑四一六千坪余、穂波坑区一四九千坪余の施設一切を譲り受ける。これに野見山米吉などよりの譲受分を加えると、穂波村・笠松村・飯塚町に跨る六六万坪余を取出し、筑豊に拠点を占めるに至つた。これにより、筑前炭業事務を分掌するため、同年六月二日、忠隈炭坑事務所・庄司炭坑事務所・若松住友炭業事務所が設置されている。同二九年には飯塚町徳前に五万七、二五坪の石炭坑区を買収しているが、最も大きい忠隈炭坑を明治三〇年の「福岡県勸業年報」(同前)に見ると、特許坪数一六六万二、六六一坪、採掘高一六、五一九万四千斤、年末現在坑夫数一五五〇人となっている。その後、小正炭坑・住友勝野と筑豊の鉱区を拓ける傍、大正五年九月には北海道唐松炭坑を買収して北海道に進出、同六年一月には沢山熊次郎経営の蔵木・川頭・稲荷山の各炭坑を買収して佐賀県東松浦郡へも進出している。江戸時代以来日本最大の銅山として、明治維新にも官営化を免れ

て経営して来た伊予別子銅山を基に財閥の基礎を作り、殊に第一次大戦後は金属・化学・機械部門といった軍需部門に進出し、重化学工業部門に資本の多くを投下して行く住友本店(明治四二年一月一日、住友本店より改称)が、石炭を背景に、製鉄業に食指を動かしたとしても不思議ではない。時恰も第一次世界大戦の最中である。石炭界は開戦前年の大正二年以来の好況を維持しており、殊に、大正三年七月二八日の開戦以後(日本参戦八月二三日)は大戦の影響で石炭相場は暴騰していた。高炉を持たない住友に取っては製鉄業進出の好機であったかも知れない。本城の当該地区は、工業用水の件は授置き、立地条件としては、既に官営八幡製鉄所で実験済みの通り、好適の地と考えられる。

4、工業用水

前掲の如く、住友が「土地ヲ買収スルニ至リタル最重ノ理由ハ、現ニ目的地所ニ到達セル田地灌漑用水ヲ利用スルニ在ル」としている工業用水について若干の考察を試みる。

当時の製鉄所に於いて、どれだけの水が必要としたかは明確にはなし得ないが、八幡製鉄所の場合、大正一〇年度の年間総給水量は約四、五三六万 m^3 。その内、淡水は二、〇二〇万四千 m^3 、戻水九四一

万八千 m^3 、海水一、五七三万八千 m^3 。同一三年は五、一九一八千 m^3 の総給水量の内、淡水一、九四〇万六千 m^3 、戻水一、二四万三千 m^3 、海水二、一二六万九千 m^3 である。淡水は、遠賀川より取水し乍ら、五ヶの貯水池で賄っている。総貯水量(容積)は三六万四千 m^3 である。当時、八幡製鉄所は第三期拡張工事の最中であり、比較の対象とはなし難いので、買収地が一九二、六八〇坪)日本コーラス株式会社所有地、編入予定官有地を除く)と住友の目標二〇万坪に略等しい製鉄所創業の明治三四年度を見ると、四貯水池二二万五千 m^3 で賄っている。遠賀川よりの取水は未だ行われていない。

1、灌漑用水

前掲の通り、「日本製鉄との契約証」の「第六」に「発起セル工場ノ存在セル間、右用水、及水路ヲ使用スルコトヲ承認ス……」とある。当該地区の灌漑用水は、区内の溜池、鷹ノ巣池、及び、堀川養水で賄われている。溜池は、柳原池(水面反別八畝)・鴻ノ巣池(同一反八畝一八歩)・赤坂池(同一反二畝二四歩)・鷹ノ巣池(同一町八反五畝九歩)の四池がある。赤坂池と鷹ノ巣池は直接には当該地区を灌漑しないが、後者は堀川より御開への送水路を利用して当該地区へ水を送ることができ

(末了)